

令和元年度第1回串本町総合教育会議議事録

日 時 令和2年3月4日(水) 17:00～17:26
場 所 役場第二庁舎(古座分庁舎)2階 トレーニングルーム
出席者 田嶋勝正町長、潮崎伸彦教育長、岡本智保子教育委員、嶋田 豊教育委員
堀切和仁教育委員、森 博司教育委員
(事務局) 田中正文総務課長、杉本隆晴総務課副課長
(教育委員会事務局) 平田 秀教育次長、石坪希江教育課副課長
寒川誠剛教育指導主事、谷瀬 智教育指導主事
議事 串本町教育大綱の改訂について

○町長

こんにちは。

本日は、皆さま方には天候の悪い中、また何かとご多忙の中串本町総合教育会議にお集まりいただき誠にありがとうございます。

ただ今から令和元年度第1回串本町総合教育会議を開会いたします。

串本町総合教育会議設置要綱第4条の規定により、議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

本日は、第2次串本町教育大綱(案)について、ご協議をお願いします。

計画期間終了に伴い、串本町教育大綱の見直しを行いたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項の規定により、総合教育会議における協議をお願いします。

それでは、事務局から説明をいたします。

○事務局

事前に配布させていただきました教育大綱(案)の中で、文字の訂正等がありましたので、先ずその部分を説明させていただきます。

1 計画期間の中で、7行目にある第4期教育振興基本計画の「期」の字が「基」になっておりました。また、同じ行の「本計画」を「本大綱」に修正しております。

最後のページの(Ⅱ)生涯教育・スポーツの推進の3つ目の丸中、コミュニティのニがひらがなになっていましたので訂正しています。

配布させていただいております串本町第2次教育大綱(案)に沿って説明させていただきます。

表紙の裏面をお願いします。まず、最初に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき策定していることと、本日の串本町総合教育会議で協議を行っていただいたことを記載し、教育大綱の策定に関する根拠と策定過程について明記しています。

次に、教育大綱の位置づけとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により、政府が定める教育振興基本計画を参酌していることと、当町の全ての基本計画で、地域づくりの最上位の計画である長期総合計画との整合性をもったものとしています。

1 計画期間は、長期総合計画の計画期間は2016年～2025年(令和7年)までの10年間となっていることから、本大綱の計画終了年度を令和7年度にあわせませ

ただし、政府が定める教育振興基本計画は計画期間が5年であるため、本計画期間中の見直しが見込まれますので、教育振興基本計画の大幅な見直しにより、修正・追加が必要となった場合には計画期間中でも必要な見直しを行うこととします。

次に、長期総合計画の基本計画である「郷土愛あふれる教育のまちづくり」を本大綱の基本理念として位置付け、長期総合計画との整合性を持たせています。

3 基本理念に基づく目標として、長期総合計画の基本計画「郷土愛あふれる教育のまち」で掲げている目標のうち、教育課が主体となる事業に関わる4項目を本大綱の目標としました。

- I 学校教育の充実
- II 生涯教育・スポーツの推進
- III 青少年健全育成の推進
- IV 歴史・文化・芸術の振興

次のページをお願いします。

4 各目標の現状と課題についても長期総合計画における現状と課題を抜粋して記載しています。

5 各目標の基本方針と事業内容は、4で示した課題に対する基本方針と事業内容について列挙したものです。

これも長期総合計画における基本方針をもとに記載していますが、長期総合計画には学校教育に関する方針がないため、「平成31年度 学校教育方針における基本的柱」を関連する目標の基本方針・事業内容として追記しました。

なお、長期総合計画の実施計画では、施策を計画的・効果的に実施するため、より細かな事業内容を計画していますが、大綱という性格を勘案し、事業実施計画に記載された細かな事業までは本大綱に謳っておりません。

(I) 学校教育の充実では、「●個人を重んじるとともに、自他の向上に尽くす人間を育てます。」から3つ目の「●確かな学力を身に付け、自ら考え、豊かに表現できる主体的創造的な人間を育てます。」までは学校教育方針の基本的柱を、それ以外は長期総合計画の基本方針を記載しています。

(II) 生涯教育・スポーツの推進は、全て長期総合計画の基本方針です。

(III) 青少年健全育成の推進は、「●善悪の判断力や物を大切にできる心など道徳性を養い、生活において生きて働く実践力を育てます。」と「●生命を尊重し、心身ともにたくましく生き抜く人間を育てます。」を学校教育方針をもとに、それ以外を長期総合計画をもとに記載しています。

(IV) 歴史・文化・芸術の振興では、「●郷土の文化と伝統を理解するとともに、他地域の文化や伝統を尊重できる人間を育てます。」を学校教育方針から、その他は長期総合計画の基本方針を記載しています。

次に、A4の第3期教育振興基本計画（概要）と書かれた資料をお願いします。

裏面に、教育振興基本計画の基本的な方針、教育政策の目標、測定指標・参考指標（例）、施策群（例）が書かれています。

教育政策の目標が全部で21項目記載されていますが、チェックの入った項目は今回の教育大綱の目標の基本方針と事業内容が該当する項目です。概ね目標を含んでおり、町ができない施策もあるので、教育振興基本計画を参酌しているものと考えます。

事務局からの説明は以上です。

○町長

ただ今、事務局から説明のありました第2次串本町教育大綱について、ご質問・ご意見をお願いします。

○委員

4 各目標の現状と課題の(Ⅲ)青少年健全育成の推進中、「串本町地域共育コミュニティ」という言葉で推進すると書いていますが、串本町は平成21年に地域共育コミュニティの指定を受け平成29年度で事業が終了し、その後はコミュニティスクールとして事業を行っているので、「コミュニティスクール」という表記にした方が良いのではないのでしょうか。

○事務局

長期総合計画ではこのような表記になっていましたが、地域共育コミュニティ事業の後を受けた同じ事業ということですので、教育大綱では「コミュニティスクール」に修正したいと思います。

○委員

5 各目標の基本方針と事業内容の(1)学校教育の充実の中に「適正規模の学校づくりを推進します。」と書かれていますが、適正規模とは国が示す適正規模で良いのでしょうか？串本町の現状でどれ位が適正規模かと問われると、回答するのが難しいのですが、そういう理解で良いのでしょうか？

○教育委員会事務局

串本町内の全校生徒を合わせれば国の言う適正規模になります。

○教育委員会事務局

適正な通学距離というのもあり、地域の実情に合わせた適正な規模というふうに考えています。長期総合計画では、「適正規模の学校づくりを推進します」という表記になっていますが、教育大綱で表現を変えることは可能ですか。

○事務局

長期総合計画の表現をそのまま使わなくても良いと考えます。

○委員

「本町の実情にあった適正規模の学校づくりを推進します。」という表現で良いのでは。

○事務局

そのように訂正します。

○町長

ほかにご意見はありませんか。

(意見なし)

それでは、ご指摘をいただきました箇所を修正し、第2次串本町教育大綱として公表

したいと思います。

これで令和元年度第1回串本町総合教育会議を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。